

東通村コミュニティ除雪機取扱規程

平成26年2月1日

規 程 第 1 号

(総 則)

第1 東通村コミュニティ除雪機（以下「除雪機」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2 東通村内の公共施設、公共的施設及び高齢者世帯、障害者世帯等生活弱者世帯において、降雪及び積雪により社会生活及び日常生活に支障をきたし、かつ自力での除雪が困難と判断されるとき、除雪機を使用し、あるいは貸出しし支援することで、地域の助け合いや住民の連帯感を高め、地域を活性化させることを目的とする。

(管理者)

第3 除雪機の管理は東通村経営企画課が行う。

(使用者)

第4 除雪機は、次に定めるものが使用することができる。

(1) 部落会及び公共的団体

(2) 公共の機関

(3) 前各号に定めるもののほか公共的行事等により使用する場合、または管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用手続き)

第5 除雪機を使用しようとする者は、使用しようとする日の前日までに東通村コミュニティ除雪機使用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、申請内容と現有する除雪機の残台数を確認の上、書類に不備がない場合、東通村コミュニティ除雪機使用決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 使用日等が重複した場合、若しくは複数日使用する場合は、申し込み状況を勘案し日程を調整するものとする。

4 使用者は、使用若しくは借受する際に東通村コミュニティ除雪機使用決定通知書と引き換えに除雪機を引き取るものとする。

5 使用者は、目的が終了後、速やかに除雪機を返還するものとする。

(貸出し期間)

第6 除雪機の貸出し期間は、1回の貸出しにつき5日以内とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(使用の条件)

- 第7 使用料は無料とする。ただし、除雪機の燃料は満タンの状態で貸出し、使用した分は使用者が補充し満タンにした上で返還すること。
- 2 除雪機の引き渡し場所は東通村役場車庫前とし、乗降に必要な歩み板とセットで貸出しする。
 - 3 使用者は軽トラック等の運搬車両を用意すること。
 - 4 使用者は管理者から除雪機についての使用方法や注意事項の指導を受けること。
 - 5 使用者は除雪機の使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負うこと。
 - 6 使用者は除雪機を安全に稼働させるとともに盗難等を防止するため、適切な管理を行うこと。
 - 7 使用者は除雪機の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は貸出しの承認を受けた目的以外に除雪機を使用してはならない。

(貸出しの中止)

- 第8 管理者は使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出し期間にかかわらず、除雪機の貸出しを中止し、返却させることができる。
- (1) この規程に違反したとき。
 - (2) その他除雪機の管理上必要があるとき。

(使用の制限)

- 第9 管理者は、災害が発生した場合や緊急時やむを得ないとき、又は除雪機の整備に不良があった場合などは、使用を制限することができる。

(点検及び報告等)

- 第10 除雪機を使用しようとする者は、使用前に必ず点検を行うものとし、不具合若しくは安全な作業に支障をきたす恐れがある場合には、管理者に報告しなければならない。
- 2 除雪機を使用した際に故障や毀損その他の事象が発生した場合は、管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

- 第11 その他この規程に定めのない事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。